

## 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書（案）

支出負担行為担当官秋田労働局総務部長 立花 剛（以下「甲」という。）と株式会社 ○○○○ 代表取締役 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託について、次のとおり契約を締結する。

（契約対象電気工作物の概要）

第1条 契約対象電気工作物の概要は次のとおりとする。

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 事業場の名称  | 仕様書別紙1「点検対象官署一覧表」のとおり |
| (2) 事業場の所在地 | 〃                     |
| (3) 需要設備    | 〃                     |

（委託業務の内容）

第2条 乙が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとする。

（定例内業務）

- 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、仕様書別紙2「点検、測定及び試験の基準」のとおり）を行い、点検結果を甲に説明及び報告する。
- (1)の点検において、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告する。
- 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは東北電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につき取るべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うものとする。
- 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うものとする。

（定例外業務）

- 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うものとする。
  - 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じその取るべき措置について甲に報告するものとする。
  - 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事については、仕様書別紙2「点検、測定及び試験の基準」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要に応じその取るべき措置について甲に報告するものとする。
  - 他から移動して非常用予備発電装置を設置する場合は、甲は乙の検査及び指導を得て運転するものとする。
- 2 低圧電路の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）については、
- 絶縁監視装置から警報を受けた場合、乙は連絡責任者に連絡し、指導、助言を行うとともに必要に応じて臨時点検を行うなど、適切な措置を講ずるものとする。
  - 乙は自動的に伝送されてきた警報を記録し3年間保存するものとする。
- 3 前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については

甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととする。このほか、乙が当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとする。

- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する非常用消防設備、昇降機及び昇降路内の設備等
  - (2) 取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
  - (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等
  - (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
  - (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
  - (6) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
  - (7) 業務上の都合等甲の事由で、乙が立入りできない場所に設置された機器等
- 4 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとする。

(点検の頻度と監視装置)

第3条 第2条第1項第1号及び2号に定める乙が定期的に行う点検内容は仕様書別紙2「点検、測定及び試験の基準」によるものとする。

2 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事中の点検の頻度は、仕様書別紙2「点検、測定及び試験の基準」によるものとする。

3 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、設備容量が100KVAを超える場合に乙が設置する装置は次のとおりとする。

監視装置（絶縁常時監視装置）

(契約金額)

第4条 第2条第1項第1号から第4号に掲げる業務に対する手数料は次のとおりとする。

ただし、第2条第1項第1号に定める業務を平日の乙の執務時間以外に実施する場合の手数は、別に乙の定める規定によりその都度算定する。

金 〇〇〇〇 円（うち消費税及び地方消費税金〇〇〇円含む）

事業場毎の内訳は別紙内訳書のとおりとする。

（消費税及び地方消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。）

2 前項以外の手数は、乙の別に定める規定によりその都度算定する。

(事情変更)

第5条 甲は、契約の途中で乙より労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申し出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議を行うこととする。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(支払条件等)

第6条 手数料は2ヶ月払いとし、乙は2ヶ月分の請求書を翌月10日までに官署支出官秋田労働局長（以下「官署支出官」という。）に提出するものとする。

2 乙に対する支払いは、乙の指定する金融機関に払い込むものとし、官署支出官は請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

3 経済情勢の変動その他やむを得ない事由がある場合は、甲乙協議のうえ、保安業務手数料を変更するものとする。

- 4 契約が消滅し又は変更した場合は、必要に応じて手数料の精算をするものとする。
- 5 甲の申し出等により支払条件を変更した場合は、前条に定める金額にかかわらずに別に乙の定める規定により算出した委託手数料とする。

(連絡責任者等)

- 第7条 甲は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のために乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
  - 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、乙に通知するものとする。
  - 4 甲は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
  - 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000KVA以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士 又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

(甲及び乙の協力及び義務)

- 第8条 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

(保安業務担当者の資格等)

- 第9条 乙は、第2条に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
- 2 甲は、事業所において点検等を行うものが、乙の保安業務担当者であることをその都度確認することとする。
  - 3 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲の求めに応じ掲示することとする。
  - 4 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
  - 5 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
  - 6 甲及び乙は、前各項で定める保安業務担当者を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲にお知らせするとともに、甲は面接等により本人の確認を行うものとする。  
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

(相互の協議)

- 第10条 甲は、次に掲げる場合、乙と協議するものとする。この場合、甲は乙の意見を尊重し、乙は甲に協力するものとする。
- (1) 甲が保安規程を変更しようとする場合
  - (2) 甲が電気工作物の保安業務に関する内容の書類を所轄官庁に提出する場合
  - (3) 甲が電気工作物の設置又は変更の計画、工事及び使用前自主検査並びに竣工検査を行う場合
  - (4) 甲が電気工作物の平常時における運転操作並びに異常時における措置等について定める場合
  - (5) 甲が電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安上必要な教育又は演習訓練を行う場合
  - (6) その他保安上必要と認められる場合

(通知義務)

第11条 甲は次に掲げる場合は速やかに乙に通知するものとする。

- (1) 所轄官公庁等が法令に基づいて検査、審査を行う場合
  - (2) 代表者もしくは事業場の名称、電気保安に関する組織を変更した場合
  - (3) 第1条に掲げる事項を変更した場合
  - (4) 第1条の自家用電気工作物の相続譲渡等が行われる場合
  - (5) 第1条の自家用電気工作物の設置又は変更の工事が発生した場合
- 2 甲は、電気事故、その他災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、直ちに乙に通報するものとする。

(事業場内の立入等)

第12条 乙は、保安業務を行うため甲の事業場内に立入ることができるものとする。この場合、乙は、甲が従業員等に対して定める服務規律等を尊重するものとする。

(記録の保存)

第13条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存するものとする。

(備品等の整備)

第14条 甲は、乙と協議の上、甲の負担において電気工作物の保安業務に必要な備品、材料及び消耗品を整備するものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(損害賠償の免責)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、損害賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約に基づき、協議決定した事項又は乙が指導、助言した事項について甲が都合により実施しなかったことにより損害を生じた場合
- (2) 甲が法令または、契約に違反することにより損害を生じた場合
- (3) 第10条1項に掲げる相互の協議を実施しなかったことに起因して生じた場合、または第11条各号に掲げる通知義務を怠ることに起因して損害を生じた場合
- (4) その他乙の責めとならない事由により損害を生じた場合

(機密の保持)

第17条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供された技術上、営業その他業務の情報（以下「機密情報」）について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、書面による相手方の承諾なしに、機密情報を漏洩してはならないものとする。

(契約期間内の更改)

第18条 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することが

きるものとする。

- (1)設備容量が変更された場合
- (2)受電電圧が変更された場合
- (3)非常用予備発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
- (4)配電線路の互長、電源供給数又は配電線路電圧が変更された場合
- (5)甲が保安規程を変更する場合
- (6)乙が保安業務手数料等を変更する場合

(遅滞料)

第19条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に  
に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除等)

第20条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の  
100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。  
なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1)乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (2)乙の責に帰す事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3)甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正  
行為があると認められるとき。
- (4)第17条の規定に違反したとき。

3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、  
本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき  
事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

5 第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失  
うものとする。

- (1)廃止された場合
- (2)保安全管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
- (3)一般電気工作物となった場合
- (4)受電電圧が7,000Vをこえた場合
- (5)発電所の出力が1,000KWをこえた場合
- (6)構外にわたる配電線路の電圧が600Vをこえた場合

(談合等の不正行為に係る解除)

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部  
又は一部を解除することができるものとする。

(1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員  
又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22  
年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項  
第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、  
同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定によ  
る課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の  
規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は

独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提出されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
  - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
  - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

- 第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならないものとする。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
  - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

- 第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（支払遅延利息）

- 第24条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、第6条2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

（属性要件に基づく契約解除）

- 第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を

解除することができるものとする。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならないものとする。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第28条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第29条 甲は、第20条、第25条及び第26条、第28条第2項、第31条及び第34条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第20条、第25条及び第26条、第28条第2項、第31条及び第34条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第31条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第32条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第33条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(業務が契約の内容に適合しない場合の措置)

第34条 甲は、検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間期限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(契約期間)

第35条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日～令和9年3月31日 までとする。

(契約事項等の解釈)

第36条 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとする。

(再委託)

第37条 乙は、委託業務の全部を第三者（子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできないものとする。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式第1号により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託者に対し、年度途中の最低賃金引上げにも対応して賃金を支払うことをあらかじめ徹底すること。
- 5 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第38条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式第2号の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第39条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、別紙の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第3号により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
  - (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
  - (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
  - (3) 契約金額の変更のみの場合。
- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(法令遵守)

第40条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の厚生労働省所管法令を遵守すること。なお、契約期間中に最低賃金法による最低賃金の改定によって、当該委託事務の履行確保に支障が生じることのないよう十分配慮すること。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第41条 この契約に定めていない事項は、前文諸規定によるほか甲乙の協議によって定めるものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第42条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第15条（契約の解除）、第17条（機密の保持）、第20条（損害賠償）、第22条（談合等の不正行為に係る違約金）、第23条（違約金に関する遅延利息）、第24条（支払遅延利息）、第27条（表明確約）、第29条（契約解除に基づく損害賠償）、第33条（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）、第34条（業務が契約の内容に適合しない場合の措置）、第41条及び本条はなお有効に存続するものとする。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有するものとする。

令和8年4月〇日

委託者（甲）

住 所 秋田県秋田市山王七丁目1番3号

氏 名 支出負担行為担当官

秋田労働局総務部長

立花 剛

印

受託者（乙）

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役

〇〇 〇〇

印